

令和8年度 官民境界確定図等電子化業務委託 特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、富士市（以下、発注者という。）が実施する、令和8年度 官民境界確定図等電子化業務委託（以下、本業務という。）について必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 本業務は、国の「地域未来交付金（デジタル実装型 TYPEA）」の採択を受けて実施するものとする。発注者が保有する紙資料について、画像データ及びGISデータを作成し、地理情報システム及びふじタウンマップに搭載することで窓口対応の時間を削減し、職員の業務効率化及び市民の利便性向上に寄与することを目的とする。

(準拠する法令等)

第3条 本業務は、本仕様書によるほか、下記の各種法令規定等に基づき行うものとする。

- (1) 道路法
- (2) 測量法
- (3) 道路法施行規則
- (4) 地理空間情報活用推進法
- (5) その他関係法令・規則

(疑義)

第4条 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者・受注者協議のうえ決定するものとする。また、受注者は打合せ協議終了後、打合せ協議の内容を協議簿に明記し発注者に承認を得るものとする。

(作業計画)

第5条 本業務の実施に先立ち、着手時に下記の書類を発注者に提出し、その承認を受けるものとする。また、その内容を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者等通知書、経歴書、資格証
- (3) 工程表
- (4) 業務実施計画書

(業務実施体制)

第6条 本業務の実施体制として、下記のとおり技術者を配置するものとする。

(1) 管理技術者は、測量士の資格を有するものとする。

(2) 照査技術者は、技術士（情報工学部門）又は、空間情報総括監理技術者の有資格者を配置するものとする。

（秘密の保守）

第7条 受注者は、本業務を履行する過程において知り得た情報等については、作業中及び作業完了後といえども一切他の者に公表してはならない。

2 受注者は、成果品（未完成の成果品及び業務を行ううえで得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧、複写または譲渡してはならない。ただし発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

（完了）

第8条 本業務は、成果品とともに完了届・納品書を提出し、完了検査を受け、検査合格により業務完了とする。

（契約不適合責任）

第9条 本業務完了後であっても、受注者の過失または漏洩に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示に従い、修正・補正及びその他必要な作業を受注者の負担で行うものとする。

（成果品の帰属）

第10条 本業務における成果品については、全て発注者に帰属するものであり、発注者の承認を受けずに複製・公表・貸与等してはならない。

（納入場所及び納入期限）

第11条 本業務の納入場所及び納入期限は、下記のとおりとする。

(1) 納入期限 令和9年 3月26日

(2) 納入場所 富士市建設部建設総務課

第2章 業務概要

（業務概要）

第12条 本業務は、富士市が保有する道路境界確定資料に係る資料について、画像データ及びGISデータ作成を行い、最終的に地理情報システム及びふじタウンマップに公開するものである。尚、座標系については以下記載の通りとする。

(1) 準拠する測地系：測地成果2024

(2) 水平位置の座標系：平面直角座標系8系

（業務数量）

第13条 業務の数量は下記の通りとする。

(1) 計画準備	1 式
(2) 資料収集整理	1 式
(3) ①官民境界確定図スキャニング (A3 及び A4、カラー)	7,500 枚
②官民境界確定図スキャニング (A1 及び A2、カラー)	7,500 枚
③官民境界協議書スキャニング (A3 及び A4、カラー)	2,500 枚
④官民境界協議書スキャニング (A1 及び A2、カラー)	800 枚
(4) 境界位置データ整備 (図形データ・属性データ)	788 件
(5) ファイリングデータ作成	15,788 件
(6) システム設定	1 式
(7) 成果とりまとめ	1 式
(8) 打合せ協議	1 式

※業務数量については業務開始後に資料を確認し、最終的な実施数量が判明した時点で監督員と実施数量を協議すること。実施数量に合わせ設計変更を行うものとする。

第3章 業務内容

(計画準備)

第14条 本業務の着手に先立ち、業務全般にかかる人員、機械、器具等について適切な実施計画を立案し、適宜打合せを行うものとする。

(資料収集整理)

第15条 本業務に必要な資料の収集・整理を行うものとする。資料借用においては、紛失及び破損等に十分注意し、発注者にて資料が必要となった場合は随時資料の返却等の対応を行うものとする。

なお、資料借用に関しては、通常の業務や閲覧に支障が出ないよう、複数回に分けて借用する。分割は20回程度を想定しているため、詳細については監督員と協議すること。

(資料スキャニング)

第16条 各種資料について、フラットベッドスキャナー等を用いて、画像データを取得するものとする。スキャニング仕様は以下の通りとする。取得した画像データは、PDF形式にて1ファイルに取りまとめ、既存図形データとファイリング可能なよう、リンクキーを設定するものとする。マスキングは実印について行うものとする。

資料種別	件数	解像度	規格・概算枚数
境界確定資料 (官民境界)	15,000 件	200dpi	A3, A4 カラー:約 7,500 枚
境界確定資料 (協議資料)	788 件	200dpi 以上	A3, A4 カラー:約 2,500 枚 A0, A1, A2 カラー:約 800 枚

(図形データ作成)

第17条 前条までにスキャニングした資料について、1対になるGISデータの作成・修正を行うものとする。GISデータはshapeファイル形式とし、富士市で稼働している道路管理システムのデータ定義に合わせて作成するものとする。なお、既に登録されているものについて、位置修正は実施しないものとする。

(属性データ作成)

第18条 前条までにスキャニングした資料について、1対になる属性データの作成・修正を行うものとする。GISデータはshapeファイル形式とし、富士市で稼働している道路管理システムのデータ定義に合わせて作成するものとする。各資料の属性データについては別紙の通りとする。

(ファイリングデータ作成)

第19条 前条までに作成した画像データとGISデータを対になるよう、ファイリングデータとして作成するものとする。平面図2ページ目に差し込みを行うこととする。

(システム登録・設定)

第20条 前条までで作成した図形データおよびファイリングデータを、道路管理システムに登録するものとする。なお、作成された図形データは全庁型地理情報システム、ふじタウンマップ及び窓口閲覧システムの登録し、管理番号を表示するものとする。受注者は各システム上で効率的に閲覧可能なよう、システム設定調整及び動作検証を実施し、エラー表示が出た場合は、問題が解決するまで誠意をもって対応するものとする。

官民境界確定箇所的位置情報は令和9年3月1日にふじタウンマップにて住民公開すること。

(成果取りまとめ)

第21条 本業務にて実施した作業について、作業報告書として取りまとめるものとする。作業報告書にて、データ定義を記載し道路管理システム、全庁型地理情報システム、ふじタウンマップ、及び窓口閲覧システムにてセットアップ可能なようデータ作成及び取りまとめを行う。道路管理システム、全庁型地理情報システム、ふじタウンマップ、管理システム及び窓口閲覧システムへの反映及び動作検証をもって完了とする。尚、システム搭載に際し、発注者よりデータ定義の変更や打合せ、その他指示事項があれば、業務終了後においても責任をもって対応しなければならないものとする。

(打合せ協議)

第22条 打合せは、業務着手時、中間打合せ5回、業務完了時の計7回を予定している。なお、上記以外にも打合せが必要と判断される場合は、監督職員と適宜協議し、速やかに実施することとする。

第4章 成果品

(成果品)

第23条 本業務の成果品は、下記のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|-------------|
| (1) GIS データ(shape ファイル形式) | 1 式 (DVD-R) |
| (2) ファイリングデータ (PDF 形式) | 1 式 (DVD-R) |
| (3) 作業報告書 | 1 式 |